

○鳥取県警察特定個人情報等管理要綱の制定について（例規通達）
（平成 28 年 7 月 26 日鳥取県民例規第 2 号 鳥会例規第 3 号 鳥務例規第 15 号 鳥厚例規第
2 号 鳥情管例規第 10 号）

改正 平成 29 年 12 月 25 日鳥情管例規第 9 号 令和 5 年 6 月 20 日鳥取県民例規第 7 号

各所属長殿

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）で定める特定個人情報及び個人番号を適正に取り扱うため、別添のとおり「鳥取県警察特定個人情報等管理要綱」を定め、平成 28 年 7 月 26 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

別添

鳥取県警察特定個人情報等管理要綱

第 1 趣旨

- 1 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、鳥取県警察において取り扱う特定個人情報又は個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。
- 2 特定個人情報等を取り扱う鳥取県警察WANシステム又は鳥取県庁内LANシステム（以下「情報システム」という。）の情報セキュリティに関する事項は、鳥取県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成 18 年鳥取県警察本部訓令第 2 号）等鳥取県警察情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、第 8 に定めるところによる。

第 2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、番号法、個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護条例で使用する用語の例による。

第 3 法令違反等に対する厳正な対処

警察本部長は、この要綱のほか、法令等に違反した職員に対し厳正に対処するものとする。

第 4 管理体制

1 総括責任者

- (1) 鳥取県警察に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、特定個人情報等の適正な管理を確保するため、保護責任者を監督する。

2 副総括責任者

- (1) 鳥取県警察に副総括責任者を置き、警務部広報県民課長をもって充てる。

(2) 副総括責任者は、総括責任者を補佐する。

3 保護責任者

(1) 特定個人情報等を取り扱う所属に保護責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

(2) 保護責任者は、第8及び第9に規定するとおり、特定個人情報等を適正に管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

ア 所掌する事務で取り扱う特定個人情報等を適正に管理すること。

イ 特定個人情報等を取り扱う事務を行う職員等（派遣労働者を含む。以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定すること。

ウ 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定し、必要な監督を行うこと。

エ 特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合において、鳥取県警察における情報セキュリティに関する訓令第3条に規定する情報セキュリティ管理者（以下「情報セキュリティ管理者」という。）と連携して、特定個人情報等を適正に管理すること。

オ 自ら管理責任を有する特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、年1回以上点検を行い、その結果を総括責任者に報告すること。

カ 特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又はその兆候を把握した場合の職員等から保護責任者への報告、連絡及び対応体制を整備すること。

キ 特定個人情報等を複数の所属で取り扱う場合における各所属の役割分担を明確化すること。

4 事務取扱担当者

(1) 事務取扱担当者は、別に定めるところにより保護責任者が指定する。

(2) 事務取扱担当者は、保護責任者の指示の下、特定個人情報等を取り扱う事務を担当する。

(3) 事務取扱担当者は、第5に規定するとおり、特定個人情報等を適正に管理する。

第5 特定個人情報等の取扱い

1 個人番号を利用する事務及び特定個人情報等の範囲

警察本部長は、番号法第9条第1項から第3項までの規定に基づき、個人番号を利用する事務及びその事務によって取り扱う特定個人情報等の範囲を示す一覧表を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

2 特定個人情報等の利用の制限

職員等は、事務取扱担当者として担当する個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）における利用目的以外の目的のために特定個人情報等を利用してはならない。

3 特定個人情報等の提供の求めの制限

事務取扱担当者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

4 特定個人情報等の収集等の制限

事務取扱担当者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合を除き、特定個人情報等を収集し、保管し、又は提供してはならない。

5 特定個人情報ファイルの作成の制限

事務取扱担当者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

6 特定個人情報ファイルの取扱状況の記録

保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報等の利用、保管等の状況について記録しなければならない。

7 アクセス制限

(1) 保護責任者は、特定個人情報等にアクセスをする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員等の権限の内容を、必要最小限の範囲に設定しなければならない。

(2) 事務取扱担当者は、自己に付与されたアクセス権限を超えて特定個人情報等にアクセスしてはならない。

8 複製等の制限

(1) 保護責任者は、次に掲げる行為については、当該特定個人情報等の秘匿性等に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定しなければならない。

ア 特定個人情報等の複製

イ 特定個人情報等の送信

ウ 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

エ その他特定個人情報等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(2) 事務取扱担当者は、(1)の行為を行う場合、保護責任者の指示に従うものとする。

(3) 特定個人情報等が記録されている外部記録媒体、書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に特定個人情報等が判明しないための措置の実施、追跡可能な移送手段の利用その他の必要な措置を講じなければならない。

9 入力情報の照合等

事務取扱担当者は、情報システムで取り扱う特定個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該特定個人情報等の内容の確認等を行わなければならない。

10 誤りの訂正

事務取扱担当者は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護責任者の指示に従い、直ちに必要な訂正（追加及び削除を含む。）を行わなければならない。

11 媒体の管理

- (1) 事務取扱担当者は、保護責任者の指示に従い、特定個人情報等が記録されている媒体を定められた施錠可能なキャビネット、書庫等へ保管し、使用するとき以外は常時施錠しなければならない。また、必要があると認めるときは、当該媒体を耐火金庫等へ保管し、施錠しなければならない。
- (2) (1)の保管に当たっては、他の文書との混在防止の措置を講じなければならない。

12 廃棄等

事務取扱担当者は、特定個人情報等又は特定個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護責任者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読を不可能とする方法により廃棄又は削除を行わなければならない。

13 情報漏えい等の事案への対応

- (1) 職員等は、次に掲げる事案の発生又はそのおそれを認識した場合は、直ちに保護責任者に報告しなければならない。
 - ア 情報漏えい等の事案
 - イ 事務取扱担当者等がこの要綱等に違反している事案
 - ウ その他の特定個人情報等の安全を確保する上で問題となる事案
- (2) (1)の報告を受けた保護責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を直ちに講じなければならない。この場合において、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われるときは、当該端末等のネットワークからの切断等被害の拡大防止のための措置を講じるとともに、警務部情報管理課長に報告するものとする。
- (3) 保護責任者は、(2)の措置を講じた場合には、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに総括責任者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告しなければならない。
- (4) 総括責任者は、情報漏えい等の事案が発生したと判断した場合は、事案の内容に応じて、その事実を本人に通知するとともに、公表する。また、事案の内容について、警察本部長及び県に報告するとともに、警察庁に事前連絡の上、個人情報保護委員会に対して速やかに必要な報告を行うものとする。
- (5) 総括責任者は、情報漏えい等の事案が発生したと判断した場合は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報等の本人への対応等の措置を講じるものとする。

(6) 総括責任者、副総括責任者及び保護責任者は、情報漏えい等の事案が発生した原因を分析し、事案の内容等に応じて、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

14 安全管理措置の見直し

総括責任者、副総括責任者及び保護責任者は、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から特定個人情報等の適正な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

第6 教育研修

1 教育研修の実施

(1) 総括責任者は、職員等に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行い、受講させるものとする。

(2) 総括責任者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行い、受講させるものとする。

2 参加の機会の付与

保護責任者は、職員等に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会を与える等の必要な措置を講じるものとする。

3 職員等の教育研修への参加

職員等は、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を受講するものとする。

第7 物理的安全管理措置

1 取扱区域

総括責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、部外者の立入りの制限その他の特定個人情報等の安全な管理を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理区域

総括責任者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域を明確にし、入退室の管理、当該区域へ持ち込む機器等の制限その他の特定個人情報等の安全な管理を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 情報システム室等の管理

(1) 保護責任者及び情報セキュリティ管理者（以下「保護責任者等」という。）は、特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する部屋その他の区域（以下「情報システム室等」という。）については、立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い若しくは監視設備による監視、外部記録媒体等の持込み、

利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）について必要があると認めるときは、同様の措置を講じるものとする。

- (2) 保護責任者等は、必要があると認めるときは、情報システム室等の所在表示の制限、出入口の限定による入退室の管理の厳格化等の措置を講じるものとする。
- (3) 保護責任者等は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定するものとする。この場合において、保護責任者等は、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。以下同じ。）をするとともに、パスワード等の読み取り防止等のために必要な措置を講じるものとする。
- (4) 保護責任者等は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置又は監視設備を設置する等必要な措置を講じるものとする。
- (5) 保護責任者等は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等のために必要な措置を講じるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じるものとする。

4 端末の限定

保護責任者は、特定個人情報等の秘匿性等に応じて、その処理を行う端末を限定するものとする。

5 端末、外部記録媒体等の盗難及び紛失の防止

- (1) 保護責任者は、端末の盗難及び紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠その他の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事務取扱担当者は、外部記録媒体、書類等を保管し、又は移動させる場合には、盗難及び紛失を防ぐために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事務取扱担当者は、端末の修理、保守作業等保護責任者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

6 第三者の閲覧防止

職員等は、端末の使用に当たっては、特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないように必要な措置を講じなければならない。

7 外部記録媒体等の取扱いにおける情報漏えい等の防止

保護責任者は、特定個人情報等の秘匿性等に応じて、許可された外部記録媒体又は機器以外のものの使用の制限、記録機能を有する機器の端末への接続の制限その他の情報漏えい等の防止のために必要な措置を講じるものとする。

第8 技術的安全管理措置

1 アクセス制御

- (1) 保護責任者は、情報システムで取り扱う特定個人情報ファイルの秘匿性等に応じて、認証機能の設定その他のアクセスの制御のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 保護責任者は、(1)の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読み取り防止等のために必要な措置を講じるものとする。

2 アクセス記録

- (1) 保護責任者は、情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、特定個人情報等へのアクセスの状況を記録し、一定の期間保存するための必要な措置を講じるものとする。
- (2) 保護責任者は、(1)の規定による記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講じるとともに、当該記録の改ざん、窃取又は不正な削除を防止するために必要な措置を講じるものとする。

3 不正アクセス等による被害の防止

- (1) 保護責任者は、情報セキュリティ管理者と連携して、情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォール等の設定による経路制御その他の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 保護責任者は、個人番号利用事務等において使用する情報システムの構築及び運用について、情報セキュリティ管理者と連携して、インターネットから独立させる等の必要な措置を講じるものとする。

4 情報漏えい等の防止

- (1) 保護責任者は、不正プログラムによる情報漏えい等の防止のため、情報セキュリティ管理者と連携して、ソフトウェアに関する公開されたぜい弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事務取扱担当者は、特定個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は当該特定個人情報等を速やかに消去しなければならない。この場合において、保護責任者は、当該特定個人情報等の秘匿性等に応じて、随時、消去等の実施状況を確認しなければならない。
- (3) 保護責任者は、特定個人情報等の秘匿性等に応じて、適切なパスワードの設定又は暗号化のために必要な措置を講じるものとする。

(4) 事務取扱担当者は、(3)の措置を踏まえ、その処理する特定個人情報等について、当該特定個人情報等の秘匿性等に応じて、適切にパスワードの設定又は暗号化を行うものとする。

5 情報システムの設計書等の管理

保護責任者は、特定個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等について外部に知られることがないようにするため、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じるものとする。

第9 業務の委託等に伴う措置

1 業務の委託に伴う措置

(1) 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、特定個人情報等を適正に管理する能力を有しない者を選定することがないようにするための必要な措置を講じるものとする。

(2) 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法等及びこの要綱に基づき警察本部長が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認しなければならない。

(3) 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理、実施体制並びに特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等について、書面で確認しなければならない。

ア 秘密保持義務

イ 事業所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止

ウ 特定個人情報等の目的外利用の禁止

エ 再委託の制限

オ 情報漏えい等の事案が発生した場合の委託先の責任

カ 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄

キ 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化

ク 従業者に対する監督・教育

ケ 契約内容の遵守状況についての報告

コ 必要があると認めるときの実地調査

2 委託先の監督

(1) 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託した場合には、委託を受けた者において、警察本部長が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(2) 保護責任者は、(1)の場合において、委託する特定個人情報等の秘匿性等に応じて、委託先における特定個人情報等の管理の状況について、年1回以上の定期的な検査等により確認しなければならない。

3 業務の再委託

- (1) 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をしようとする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適正な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。
- (2) 保護責任者は、特定個人情報等の取扱いを伴う業務の一部が再委託された場合には、委託先に1(3)に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る特定個人情報等の秘匿性等に応じて、委託を受けた者を通じて、又は自らが2(2)の検査を実施しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、個人番号利用事務等の一部について再委託先が再々委託を行う場合について準用する。

4 労働者派遣契約における特記事項

保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等特定個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、特定個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括責任者が別に定める。